各 位

会社名 三菱UF J 国際投信株式会社

(管理会社コード 13444)

代表者名 取締役社長 横川 直

問合せ先商品ディスクロージ・ャー部 笠間 悦男

(TEL. 03-6250-4910)

ETFの投資信託約款の変更に関するお知らせ

当社は、以下のファンドの投資信託約款の変更に関し、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

- 1. 銘柄名 (コード)
 - a. MAXIS米国株式(S&P500)上場投信 (2558)
 - b. MAXIS米国株式 (S&P500) 上場投信(為替ヘッジあり) (2630)
- 2. 変更の理由
 - a. b. 信託報酬率を引き下げるため
 - a. 米国法令遵守のための手続きを約款上も明確にするため
- 3. 変更の内容

詳細は別添の新旧対照表をご参照ください。

4. 日程

2022 年 3 月 30 日まで 金融庁届出日

2022年3月31日 変更日

5. 変更に関する書面決議の方法及び期日

上記変更につきましては、「投資信託及び投資法人に関する法律」に規定される「変更 の内容が重大なもの」に該当しないため、書面決議は行いません。

投資信託約款の新旧対照表

MAXIS米国株式(S&P500)上場投信

亦再然 (本)	水重益 (四)
変更後(新)	変更前(旧)
(投資する株式等の範囲)	(投資する株式等の範囲)
第 22 条 (略)	第 22 条 (略)
② (略)	② (略)
③ この信託およびマザーファンド (モ	<u><追加></u>
ルガン・スタンレー株式について、委	
託者が議決権行使権限を委託する、ま	
たは、議決権行使助言(推奨)にした	
がって、当該推奨通りに議決権を行使	
している場合に限ります。)において	
投資するモルガン・スタンレー株式に	
ついては、委託者および受託者が合意	
の上、委託者が適切な能力を有すると	
判断した独立した議決権行使助言会社	
に、当該株式にかかる議決権行使権限	
を委託するか、または、当該議決権行	
使助言会社による議決権行使助言(推	
<u>奨)にしたがって、当該推奨通りに議</u>	
<u>決権を行使します。</u> ④ 前項の議決権行使権限の委託または	/ `白 扣口 \
	<追加>
<u>助言(推奨)どおりの議決権行使を停</u> 止しようとする場合は、第 55 条第 2	
項から第6項の規定を準用することと	
し、必要な技術的読替えは委託者と受	
<u>し、必要な技術的記憶をは要託者と文</u> 託者の協議にて定めます。	
	(10.00 to reliable)
(信託報酬等)	(信託報酬等)
第42条 委託者および受託者の信託報酬の	第42条 委託者および受託者の信託報酬の
総額は、次の各号により計算された額	総額は、次の各号により計算された額
の合計額とします。	の合計額とします。
1. 第 39 条に規定する計算期間を通	1. 第39条に規定する計算期間を通
じて毎日、信託財産の純資産総額に	じて毎日、信託財産の純資産総額に 年10,000 八の7,8 以内の変な乗じ
年 10,000 分の <u>7 以内</u> の率を乗じて	年 10,000 分の <u>7.8 以内</u> の率を乗じ て但た頻
得た額 2. ~3. (略)	て得た額 2.~3.(略)
1, 7,7	, ,,,,
②~③ (略)	②~③ (略)

MAXIS米国株式(S&P500)上場投信(為替ヘッジあり)

変更後(新)	変更前(旧)
(信託報酬等)	(信託報酬等)
第42条 委託者および受託者の信託報酬の	第 42 条 委託者および受託者の信託報酬の
総額は、次の各号により計算された額	総額は、次の各号により計算された額
の合計額とします。	の合計額とします。
1. 第39条に規定する計算期間を通	1.第 39 条に規定する計算期間を通
じて毎日、信託財産の純資産総額に	じて毎日、信託財産の純資産総額に
年 10,000 分の <u>7 以内</u> の率を乗じて	年 10,000 分の <u>7.8 以内</u> の率を乗じ
得た額	て得た額 <u>———</u>
2. ~3. (略)	2. ~3. (略)
②~③ (略)	②~③ (略)

以 上